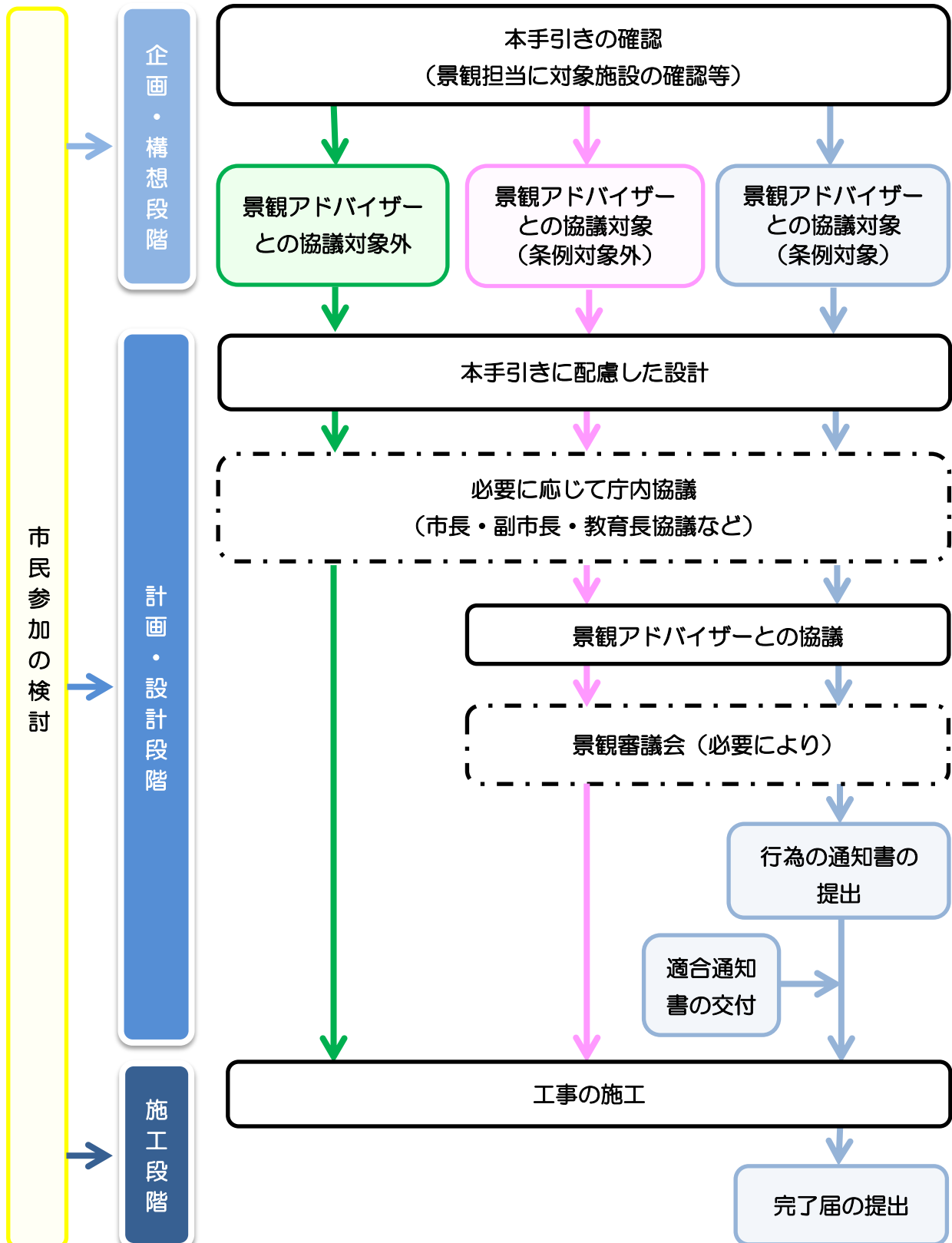


## 第4章 景観協議の進め方

### 1 公共施設の整備に関する協議の流れ



## 2 景観アドバイザーとの協議対象

本手引きの対象施設のうち、以下の公共施設については、整備の計画が容易に変更できる時期に、景観アドバイザーとの協議<sup>※1</sup>が必要になります。

なお、下記対象施設から除外する事業の規模については、景観担当（都市計画課）と協議が必要です。

**公共建築物**・・・公共建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、景観法第16条第5項の規定による通知対象となるもの

**道 路**・・・都市計画道路、駅前広場

**公 園**・・・都市公園

**橋 梁**・・・河川等を横断する橋梁等

**そ の 他**・・・景観への影響が大きいと市長が判断するもの

**※1** 公共施設整備にあたり、必要に応じて庁内協議（市長、副市長、教育長協議など）を経た上で、景観アドバイザーとの協議に取り組むことが必要です。

## 3 市民参加の検討

公共施設を計画する際は、企画・構想、計画・設計及び施工の各段階において、事業規模・内容を踏まえた上で、市民が参画できる機会を検討します。例えば、企画・構想段階において、市民参加イベントによるアイデア募集、計画・設計段階において、前提条件を整理した上でのワークショップ等が考えられます。公共施設のリニューアルを行うときも同様の考え方が可能です。

早い段階から市民が関わる機会をつくることは、市民の公共施設に対する愛着を高めることにもつながります。

また、公共施設の整備後に、市民や民間企業が維持管理に関わることができる制度の活用を検討し、公共施設による良好な景観づくりを推進しましょう。